



診療報酬体系の見直し

副会長 長瀬 清

去る3月28日、厚生労働省は医療保険制度、高齢者医療制度、診療報酬体系の見直しに関して「基本方針案」を提示し、閣議決定された。

それより先、2月26日日本医師会の医療保険制度検討会議（議長 植松治雄大阪府医師会会長）は、坪井栄孝会長に諮問に対する中間報告を提出した。医療保険制度検討会議は昨年4月、新たに選出された坪井日医執行部の発足で組織されたもので、会長より「医療保険制度改革に向けて～とくに日本医師会の診療報酬体系の考え方」の諮問を受けたものに対する中間報告である。

現行診療報酬の問題点

初めに現在の診療報酬体系の矛盾、不備についてあげた。個々の診療行為の評価の根拠が不明確である。診療報酬体系が細分化、複雑化し整合性に欠けている。政策誘導的であり、また各診療科間のバランス調整の項目に整合性がない。包括払いの価格設定が不明確。財政基盤の異なる公的医療機関と民間医療機関の体系が同じ。などの諸点である。

診療報酬体系の基本的条件

これを是正するための前提条件として、診療報酬体系は、国民皆保険体制、現物給付制度の下に国民に受療機会の平等を保証し、患者に最適な、そして質の高い医療を提供すること。適切な地域医療提供体制を保持するための経済的担保、ならびに提供される医療にかかる平均的な費用は保障されなければならない。混合診療は患者の自己負担の増大、医療アクセスの阻害のため反対する。診療報酬体系は客観的根拠が明確でなければなら

ない。その上で、医療の再生産を可能とする診療報酬体系を構築する財源を必要とする。等を考えなければならない。

診療報酬体系見直しの基本方針

これらの上に立ち、診療報酬体系見直しの基本方針をたてる。まず大学病院・国公立病院等と一般の医療機関の体系を区分することを前提にする。総論的には、透明性の高い適切な評価方法で技術と物の分離を図る。地域医療提供体制に適した医療機関の費用構造を把握する。支払方式は出来高払いを原則に、包括支払を加味する。診断群分類導入、医療の「質」の報酬評価、予防医療の保険給付対象は今後の研究を待つ。地域格差は導入しない。

特定系統では、入院・外来別に患者1人1日当たり定額制を導入、適正なコストを反映させる。民間病院でも希望により特定系統系診療報酬体系の選択を可能とする。

一般系統では、技術・物（薬・材料）・在院報酬系に分け評価する。

技術報酬では、「時間」の概念の導入、適正な技術評価、患者特性の評価により入院技術評価をする。長期療養者は患者の特性（痴呆や自立度）を反映した包括支払方式を導入。

物の報酬は、「薬価差」「材料価格差」から脱却。物の原価と管理コストは別途評価。物の承認過程と価格決定の透明化。

在院報酬は、ホテルコスト的のもので、「在院室料」「在院管理料」に区分。「在院室料」は外来を除く病院の物件費で、「在院管理料」は病棟の事務職員やマネジメント要員の人件費等とする。無床

診療所の建物に係わる費用は外来診療報酬の中で評価する。

ほかに、現行診療報酬の複雑化を解消するために「外来基本料」を設けることを検討する。

診療報酬体系の見直しの根本は、現行のもの算定根拠の不合理性、非客観性にあり、これの透明性が確保されなければならない。その上で財源不足が明らかとなれば、国家財源投入、自己負担の増加も支持されることになるだろう。

冒頭に上げた政府の診療報酬見直しの基本的考えは、社会保障として必要かつ十分な医療を患者の視点から、質の高い最適な医療を提供する。診療報酬の評価基準、尺度の透明性をはかり国民に分かりやすいものとする。という点で日医の医療保険制度検討会議の中間報告と同じである。医療

技術の適正な評価、医療機関の運営・施設費の適切なコスト計算、医療機関の機能に応じた評価等同様に検討課題としている。

両者とも総論提示で、各論については今後の検討となっている。個々の診療報酬を考えるにあたって、例えば時間の問題にしても時間をかければ報酬を高くと単純にはいかないことは誰でも理解できる。適正な診療報酬を決めることはなかなか難しい。中医協診療報酬基本問題小委員会でも議論が始まり、日医も5月から医療保険制度検討会議で各論について議論を開始することになっている。会員諸氏の率直なご意見、ご提言をお寄せ下さい。日医の医療保険制度検討会議の場に会員の声を反映させるために。

お知らせ

電子メールを利用している 会員への情報提供について －メールアドレスの登録－

◇情報広報部◇

本会では、インターネットを利用し、電子メールにより緊急性の高い情報を、会員の皆様に送信提供しております。対象は当会のダイヤルアップ接続登録者（hokkaido.med.or.jp）全員と他プロバイダの電子メールアドレスをお持ちになっていて、本会にアドレスを登録している会員です。

他プロバイダの電子メールアドレスの登録につきましても、随時受け付けておりますので、是非ご登録いただきたくご案内いたします。

なお、今回、他プロバイダの電子メールアドレスをご登録になれる会員には、もし、でき

れば本会のメールアドレス（hokkaido.med.or.jp）を取得（無料・ダイヤルアップ接続申込み）されるようお願い申し上げます。

●電子メールアドレスの登録方法

電子メールまたはFAXで、ご氏名、登録メールアドレスを明記のうえ、下記宛お送りください。

・申込先メールアドレス：

add@office.hokkaido.med.or.jp

・申込先FAX番号：(011)252-3233